

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月26日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第41条第1号中「昭和22年法律第18号」を「平成19年法律第53号」に改め、「第2条」の次に「第6項」を加え、「指定統計を作成するために集められた」を「基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する」に改め、同条第2号中「第8条」を「第24条」に、「よって集められた」を「係る調査票情報に含まれる」に改、同条第3号を削り、第4号を第3号に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。